

川崎区役所危機管理推進委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎区役所における危機管理に係る事項について検討し、施策の充実を図るため、川崎区役所危機管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所管事務）

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 2 危機管理に係る計画等（マニュアルを含む）の策定及び施策の進行管理に関すること。
- 3 その他危機管理に関すること。

（組織）

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、区役所の危機管理を総括する副区長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（職務等）

第4条 推進委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（庶務）

第5条 推進委員会の庶務は、危機管理担当にて行う。

（補足）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月31日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 20 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

川崎区役所危機管理推進委員会 委員名簿

	所 属
委員長	区長
副委員長	副区長
委 員	大師支所長
委 員	田島支所長
委 員	区民サービス部長
委 員	地域みまもり支援センター所長
委 員	地域みまもり支援センター副所長
委 員	地域みまもり支援センター担当部長（生活保護担当）
委 員	道路公園センター所長
委 員	総務課長
委 員	企画課長
委 員	危機管理担当課長